

(公 印 省 略)

分医発第1936号
令和7年8月25日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について
(病床機能報告の継続に係る所要の改正)

厚労省より標記通知が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

日医発第 829 号（地域）
令和 7 年 8 月 19 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会長
松本 吉郎
(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について
(病床機能報告の継続に係る所要の改正)

今般、厚生労働省より各都道府県宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正は、「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」（令和 6 年 12 月 18 日公表）において、「現行の地域医療構想の取組について、2026 年（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、医療法に基づく病床機能報告を本年度も実施するためになされたものです。

これまでと同様、療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所の管理者は病床の機能区分（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）に従い、当該医療機関の所在地の都道府県知事に対し、本年 7 月 1 日の病床機能とともに、2025 年（令和 7）年度から 1 年延長された 2026 年度における病床の機能の予定（「基準日後病床機能」）等を報告することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(参考)

- [新たな地域医療構想及び医師偏在対策に関するとりまとめについて](#)
令和 6 年 12 月 23 日付日医発第 1634 号（地域）
- 「新たな地域医療構想等に関する検討会」のとりまとめ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47465.html

事務連絡
令和7年8月12日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（周知依頼）

標記について、別紙のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了解いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

医政発 0812 第 1 号
令和 7 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 83 号）が本日別添のとおり公布され、公布日から施行されることとなりました。

改正の主な内容等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御覧知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の主な内容

病床機能報告について、病床機能報告対象病院等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 第 1 項に基づき、病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するものをいう。）の管理者は、厚生労働省令で定める基準日から厚生労働省令で定める期間（以下「省令で定める期間」という。）が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）等を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

基準日後病床機能に係る省令で定める期間については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 4 において、平成 37 年 6 月 30 日までの期間とすることとされているが、今般、「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和 6 年 12 月 18 日に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、「現行の地域医療構想の取組について、2026 年（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、省令で定める期間を 1 年延長する改正を行う。

第 2 施行期日等

公布日：令和 7 年 8 月 12 日

施行期日：公布日

以上

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。</p>	<p>（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。</p>

附則
この省令は、公布の日から施行する。